

1. 掲載する写真は当院が許可したものとしてください。
 - ・当院では無断で営利目的の撮影を行なうことを禁じているため、原則として、当院所蔵のもの、または写真家に著作権があるものを使用することとし、出所の不明なフォト・エージェント所有の写真等を使用しないでください。
 - ・但し、写真家に著作権がある写真であっても、整備・修理前の写真は現状と異なるため、原則として使用を認めません。鳳凰堂外観を含む庭園にあつては2014年4月以降、鳳凰堂阿弥陀如来坐像にあつては2007年10月以降の写真を使用してください。
但し、特別な理由により修理前状況の写真が必要な場合は、別途理由を明記した文書を提出され、当院が認めたものに限り許可する場合があります。
 - ・当院所蔵写真（デジタルデータ／ポジ）の貸出しを希望する場合は、以下の事項を遵守してください。
 - ①写真の改変・加工等は当院の許可無く行なわないでください。また、鳳凰堂や仏像等の礼拝対象、文化財の画像の上に文字や装飾を重ねることはご遠慮ください。
 - ②画像・映像のデジタルデータは、使用後速やかに破棄してください。
 - ③デジタル媒体にかかる使用は、解像度150dpi 720×720ピクセル以下とし、必ず画像の中にコピーライト表示（©平等院）を入れて下さい。この条件に合わない場合は、当院との協議の上決定します。
なお、公開期限は原則2年間とし、延長を希望する場合は再度申請をしてください。
 - ④申請した目的以外での使用（二次使用）、第三者への貸与・譲渡・交付は認められません。
 - ⑤ポジ／CDRは、貸出し後2週間以内に返却し、滅失または損傷には十分に注意してください。
万一事故が生じた場合には、相応の賠償が発生する可能性があります。
 - ⑥再版、再放送の際には、その都度申請をしてください。

 2. 上記に希望するカットがない、または映像の場合、下記の事項に同意される場合にのみ新規の撮影を許可します。
 - ①新規の撮影の許可は、企画の内容に基づき当院にて採否を決定します。申請書は、原本を郵送にてご提出下さい。
 - ②撮影した写真・映像等の二次使用は厳禁とし、再度の使用にあたっては、その都度、使用についての申請をしてください。
 - ③撮影時間は、原則として拝観時間外（8時20分以前、または17時30分以降）とします。
 - ④撮影は当院職員の立会いのもとに行なうこととします。
 - ⑤撮影許可に基づいて撮影した写真は、当院に無償にて譲渡・交付してください。
 - ⑥撮影可能箇所は、庭園及び鳳凰堂外観（正面扉閉鎖）、茶房藤花です。鳳凰堂内部の撮影はできません。ミュージアム鳳翔館内での撮影は一定の条件があります。

 3. 掲載・出版・放映にあたっては、以下の事項について了承してください。
 - ①画像の裏焼き、記事の誤記や誤植を防ぐため、原稿は事前に当院による校正を経てください。
 - ②掲載誌・放映番組のDVD等の成果物については、2部を当院に寄贈してください。
 - ③掲載・出版・放映予定月の翌々月末までに、当院に一定額以上の志納をお願いしています。
なお、下記に該当する場合は志納金を免除致します。
<旅行情報媒体、募集ツアー等の広告物、広報パンフレット類、その他非営利目的と認められるもの>
 - ④ポジ／CDRの送付にかかる実費は、申請者がこれを負担してください。
 - ⑤コピーライト表示「©平等院」、映像の場合はクレジット表示「平等院」をお願いします。
- なお、以上の事項に従っていただけない場合、今後当院に関わる一切の写真・映像等の使用を許可できないことがありますので、あらかじめご了承ください。